

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期」について

情報通信第183号の続報です。11/24「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議16回目において「最終報告書(案)」が公表されました。  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00005.html)

② 提言

<p><b>1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。</li> <li>基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。</li> <li>特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。</li> </ul> <p>※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。</p>	<p><b>6 特定技能制度の適正化方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格</li> <li>②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格</li> </ul>             ※当分の間は相当講習受講も可</li> <li>試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。</li> <li>支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。</li> <li>育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。</li> </ul>
<p><b>2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。</li> <li>※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。</li> <li>従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで試験を義務付け)。</li> <li>季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。</li> </ul>	<p><b>7 国・自治体の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。</li> <li>制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。</li> <li>業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。</li> <li>日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。</li> <li>自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。</li> </ul>
<p><b>3 受入れ見込数の設定等の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。</li> <li>新制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。</li> </ul>	<p><b>8 送出国及び送出しの在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二国間取決め(MOC)により送出国の取締りを強化。</li> <li>送出国・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。</li> <li>支払手数料を抑え、外国人材と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。</li> </ul>
<p><b>4 新制度での転籍の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。</li> <li>これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。</li> </ul> </li> <li>転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。</li> <li>監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。</li> <li>育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。</li> <li>試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。</li> </ul>	<p><b>9 日本語能力の向上方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な学習による段階的な日本語能力向上。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講</li> <li>特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(#N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可</li> <li>特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(#N3等)合格</li> </ul> </li> <li>※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4,6に同じ)。</li> <li>日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。</li> <li>日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。</li> </ul>
<p><b>5 監理・支援・保護の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。</li> <li>監理団体の許可要件等厳格化。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。</li> <li>➢ 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。</li> </ul> </li> <li>受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。</li> <li>※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。</li> </ul>	<p><b>10 その他(新たな制度に向けて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。</li> <li>政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。</li> <li>現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせないよう十分な配慮を行う。</li> <li>本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。</li> <li>政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。</li> <li>政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。</li> </ul>

10 その他(新たな制度に向けて)

【提言】

- ① 政府は、現行の技能実習制度から新たな制度への移行に当たっては、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う一方で、現行制度が長年にわたって活用されてきたという経緯や、現在も多くの技能実習生が受け入れられているという実態に留意し、移行期間を十分に確保するとともに、丁寧な事前広報を行う。
- ② 政府は、現行制度を利用している外国人材や受入れ機関等に不当な不利益を生じさせず、また、制度の移行による急激な変化を緩和するため、本人の意向による転籍の要件である同一の受入れ機関での就労期間(上記4の提言③ア)について、当分の間、受入れ対象分野によっては1年を超える期間を設定することを認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討する。
- ③ 政府は、新たな制度及び特定技能制度について、制度の趣旨、内容等を適切に国内外に情報発信することにより、外国人材本人その他関係者の制度に対する理解を促進し、これによって制度目的が着実に達成されるようにするとともに、制度に対する誤解等を招くことのないようにする。
- ④ 政府は、新たな制度の施行後も、他の外国人材の受入れ制度との整合性を含め、新たな制度が制度趣旨・目的に照らして円滑かつ適切に運用されているか否かにつき、不断の検証と必要な見直しを行う。